

高等学校就学支援事業の概要（平成26年度以降入学者）

区分	貸付金		給付金																																																
	1 高等学校奨学金 (県単独事業)	2 高校生等奨学給付金 (国1/3補助事業)	3 高等学校等就学支援金 (法定受託事務)	4 私立高等学校等生徒学費補助金 (県単独事業)	5 生活保護法による生業扶助 (法定受託事務)																																														
沿革	・昭和39年条例制定 ・平成17年度に旧日本育英会の奨学金と一本化し、貸付月額も増額	・平成26年度創設 ・就学支援金の所得制限導入により財源確保	・平成22年度創設 ・公立高校不徴収制度の廃止に伴い、平成26年度から公立高校にも導入	・昭和43年度開始	・平成17年度から高等学校等就学費が生業扶助の対象になる																																														
性格	・貸与型奨学金(無利子貸付金)	・世帯に支給	・学校を経由して支給	・学校を経由して支給	・生活保護費の一部として支給																																														
内容	・生徒に必要な学資等	・学校の授業料以外の教育費(生保は修学旅行費)	・学校の授業料に充当	・学校の授業料に充当	・就学に必要な費用																																														
対象者	・高等学校等に在学している生徒 ・世帯全体の年収が概ね800万円未満 ・2年生以上は成績要件(3.0以上)があるが、平成27年度は緩和	・県内に親権者が在住している次の生徒の世帯 生活保護世帯 住民税非課税世帯 (年収概ね250万円未満)	・親権者の年収が概ね910万円未満の県内に在学している生徒 私立には収入に応じて加算	・親権者の年収が概ね750万円未満の県内の私立高校に在学している生徒	・生活保護を受給されている世帯の生徒																																														
貸付額又は給付額	貸付額(月額) ・公立 月額20,000円・18,000円 ・私立 月額40,000円・30,000円	給付額(年額)  (単位:円)	給付額(年額) ・公立 年額118,800円(月額9,900円:自己負担0円) ・私立(就学支援金は加算分を含む)  (単位:円)																																																
その他	【返還免除】 ・職による免除 借入時の所得等にかかわらず次の職に県内で就いた場合免除 看護師・准看護師・介護福祉士等  ・成績、功績による免除 県内の学校に在学し、借入時の世帯全体の所得が概ね350万円未満の者のうち成績・功績が顕著の者 成績:在学中の成績4.6以上 功績:県予選を経て全国大会等に出場等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>公立</th> <th>私立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生保</td> <td>32,300</td> <td>52,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非課税世帯</td> <td>第1子</td> <td>(36,500) 37,400</td> <td>(38,100) 39,800</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>(36,500) 129,700</td> <td>(38,100) 138,000</td> </tr> </tbody> </table> ( )数字は通信制高校在学者		区分	公立	私立	生保	32,300	52,600	非課税世帯	第1子	(36,500) 37,400	(38,100) 39,800	第2子	(36,500) 129,700	(38,100) 138,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年収</th> <th>就学支援金</th> <th>学費補助金</th> <th>授業料補助計</th> <th>毎月の自己負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生保・非課税</td> <td>297,000</td> <td>123,000</td> <td>420,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>350万円未満</td> <td>237,600</td> <td>158,400</td> <td>396,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>590万円未満</td> <td>178,200</td> <td>121,800</td> <td>300,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>750万円未満</td> <td>118,800</td> <td>74,400</td> <td>193,200</td> <td>18,900</td> </tr> <tr> <td>910万円未満</td> <td>118,800</td> <td>対象外</td> <td>118,800</td> <td>25,100</td> </tr> </tbody> </table> 毎月の自己負担分は、授業料年額42万円の場合					年収	就学支援金	学費補助金	授業料補助計	毎月の自己負担	生保・非課税	297,000	123,000	420,000	0	350万円未満	237,600	158,400	396,000	2,000	590万円未満	178,200	121,800	300,000	10,000	750万円未満	118,800	74,400	193,200	18,900	910万円未満	118,800	対象外	118,800	25,100
		区分	公立	私立																																															
生保	32,300	52,600																																																	
非課税世帯	第1子	(36,500) 37,400	(38,100) 39,800																																																
	第2子	(36,500) 129,700	(38,100) 138,000																																																
年収	就学支援金	学費補助金	授業料補助計	毎月の自己負担																																															
生保・非課税	297,000	123,000	420,000	0																																															
350万円未満	237,600	158,400	396,000	2,000																																															
590万円未満	178,200	121,800	300,000	10,000																																															
750万円未満	118,800	74,400	193,200	18,900																																															
910万円未満	118,800	対象外	118,800	25,100																																															
			給付額(生業扶助基準)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額</td> <td>学用品費等</td> <td>月額5,450円</td> </tr> <tr> <td>教材費</td> <td>正規の授業で使用する教材の購入に必要な額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>就学支援金対象者は0円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通学費</td> <td>通学に必要な最小限度の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学習支援費</td> <td>参考書等</td> <td>月額5,150円</td> </tr> </tbody> </table> 学習支援費は平成21年7月から制度化		区分	内容	基準額	基本額	学用品費等	月額5,450円	教材費	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額		授業料	就学支援金対象者は0円		通学費	通学に必要な最小限度の額		学習支援費	参考書等	月額5,150円																											
区分	内容	基準額																																																	
基本額	学用品費等	月額5,450円																																																	
教材費	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額																																																		
授業料	就学支援金対象者は0円																																																		
通学費	通学に必要な最小限度の額																																																		
学習支援費	参考書等	月額5,150円																																																	

公的な教育資金の貸付には、母子寡婦福祉資金(修学資金)及び生活福祉資金(教育支援資金)がある。

母子寡婦福祉資金(修学資金): 対象 母子寡婦家庭の母親 貸付月額 公立18,000円、私立30,000円 収入要件 なし

生活福祉資金(教育支援資金): 対象 他の公的教育支援貸付が受けられない低所得者世帯 貸付月額 35,000円が上限 収入要件 概ね年収600万円未満